

歯科医師臨床研修制度の見直しについて(平成28年度研修より適用予定)

－ 歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ報告書(概要)－(案)

背景

- 歯科医師臨床研修制度は、歯科医師の基本的な診療能力の修得のため、平成18年度に必修化された。
- 前回の制度見直し(歯科医師臨床研修施設の指定要件等:平成23年度研修より適用)において、5年以内に必要な措置を講ずるものとなっていたこと等を踏まえ、さらなる臨床研修の質の向上等の観点から、制度を全体的に検討し、必要な見直しを行ったもの。
※今回の制度見直しの施行後5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずる。

見直しの概要

【課題】

研修プログラム

・到達目標の達成に必要な症例数や研修実施体制等をより明確化する必要がある。

・超高齢社会に対応できる歯科医師を育成する必要がある。

・、臨床研修の修了認定の際に、修了基準や評価方法をより明確化する必要がある。

臨床研修施設群の構成

・研修プログラムの質の担保の観点から、複数年連続して研修歯科医を受け入れていない臨床研修施設の指定の取消し等について検討する必要がある。

指導・管理体制

・指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講する等、引き続き研さんを積む必要がある。

【見直しの方向】

〈到達目標、必要な症例数〉

・「基本習熟コース」、「基本習得コース」の一般目標及び行動目標について、到達目標の達成に必要な症例数や研修実施体制等を具体的に研修プログラムに明記する。
なお、これらの情報は次回(平成33年度)以降の制度見直しの際の基礎資料とする。
・研修管理委員会は、在宅歯科医療や医科・歯科連携等について、より充実した研修プログラムを作成すべきである。

〈評価方法〉

・研修管理委員会は、臨床研修の修了認定の際に、修了基準や評価方法を具体的に研修プログラムに明記する。
なお、これらの情報は次回以降の制度見直しの際の基礎資料とする。

〈臨床研修施設の指定及び取消し〉

・例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない協力型臨床研修施設について、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、原則、群からの削除を行う。なお、協力型臨床研修施設のみに指定されている臨床研修施設が、すべての臨床研修施設群から削除された際は、指定の取消しを行う。
・例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない単独型・管理型臨床研修施設について、医道審議会の意見を総合的に勘案し、原則、指定の取消しを行う。

〈指導歯科医〉

・指導歯科医講習会の開催指針、実施方法等の見直しについては、別途検討の場を設け、見直すこととする。